

大学等における修学の支援に関する法律による 入学料及び授業料減免の対象者の認定に関する申請書

(西暦) 年 月 日

一橋大学長 殿

私は、貴学に対し、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者としての認定を申請します。

申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。

- ◆ この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があった場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、在学する学校から減免を受けた金額の支払を求められることがあることを承知しています。
- ◆ 授業料等減免の対象者の認定手続きにおいて、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という。）を通じ、一橋大学が機構の保有する私の給付奨学金に関する情報の送付を受けること、及び機構が一橋大学の保有する私の授業料等減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。
- ◆ 現在、他の学校において、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免を受けておらず、当該授業料等減免の対象者の認定申請中でもありません。

※以下のすべての項目を申請者本人が記入してください。（*を付した項目については、該当者のみ記入すること。）

フリガナ			②入学年月	西暦	年	4月	入学
①氏名							
③生年月日	(西暦)	年	月	日生	(歳)	
④現住所	〒 -						
⑤メールアドレス	※入学前の方のみ記入。入学後の連絡は大学 Gmail 宛に行います		⑥電話番号				
⑦所属学部・学科等			⑧学籍番号	※入学前の方は受験番号を記入			
⑨学 年	年	⑩昼間・夜間・通信の別	<input checked="" type="checkbox"/> 昼（昼夜開講を含む） <input type="checkbox"/> 夜 <input type="checkbox"/> 通信				
⑪過去に本制度の支援⑩を受けたことがありますか。			はい ・ いいえ				
*（はいと回答した申請者は下記についても記入してください）							
*過去に支援を受けた学校名							
*過去に支援を受けた期間・月数			年 月～ 年 月（ ヶ月）				
*過去に本制度の入学料減免を受けたことがありますか。			ある ・ ない				
⑫機構の給付奨学金に関する情報							
<input type="checkbox"/> 予約採用（入学前に申込み、採用候補者に決定済）			【奨学生採用候補者決定通知に記載の登録番号】				
<input checked="" type="checkbox"/> 在学採用（入学後に申込予定/2年次以降の申込者）							

⑩大学独自に行う支援ではなく、2020年度開始の「大学等における修学の支援に関する法律」に基づく制度による支援

「大学等における修学の支援に関する法律による 入学料及び授業料減免の対象者の認定に関する申請書」 の作成にあたっての注意事項

- イ) 大学等における修学の支援に関する法律による（＝「高等教育の修学支援制度」による）修学支援は、授業料等減免と給付奨学金により行うこととなっています。給付奨学金を希望しない場合でも、原則新制度に申込み、採用後に給付奨学金を休止する手続きをしていただくこととなります。それでもなお、特別な事情により、「高等教育の修学支援新制度」の申込資格を満たすものの、給付奨学金の申込みを行わずに授業料等減免のみ申込みを行いたい場合は、学生支援課奨学事業係までご相談ください。ただし、給付奨学金の申込みを行わない場合、授業料等減免の申請書類審査等に一定の時間を要します。
- ロ) 給付奨学金と授業料等減免の認定の要件は同一であるため、給付奨学金に申し込んだ結果、認定を受けることができなかった（給付奨学生として採用されなかった）場合は、同じ期間、授業料等減免の支援についても受けることができません。
- ハ) 「②入学年月」について、編入学又は転学等により入学した場合は、その年月を記入してください。
- ニ) 過去に「大学等における修学の支援に関する法律」による授業料等減免の支援を受けたことがある場合には、⑩(ii)に当該期間の月数を申告してください。
- ホ) （春の募集時のみ）「⑫本制度の申込みについて」欄について、「予約採用」に該当する方は、奨学生採用候補者決定通知に記載の登録番号を記入してください。
- ヘ) 入学料が減免の対象となるのは、入学年度の春の定期採用に申し込んだ場合、および家計急変採用で要件を満たす場合のみです。
- ト) 申請書に記載された内容及び提出された書類の情報は、授業料等減免の認定及び本学が実施する経済支援のために利用します。また、今後の授業料等減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。